

○財務省告示第二百六十二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十五年七月十六日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第四十三回）
二 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行額	額面金額で二千九百六十六億三千三百九十四万円
五 最低額面金額	一万円
六 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七 発行日	平成二十五年七月十六日
八 発行価格	額面金額百円につき百円
九 初期利子の適用利率	年〇・五七パーセント
十 経過利率の払込み	（一）各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した

金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.57}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、〇・六六を乗じた率。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十一
第二期以後の
利子の適用
利率

十二 初期利子

平成二十六年一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.57}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\text{償還金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
十五 償還金額
十六 払込期日
十七 払込場所
十八 中途換金
の取扱い

平成三十五年七月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十五年七月十六日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
六年七月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
(一) 平成二十六年七月十五日か
ら平成二十七年一月十五日前
までの間の場合

す前直相当の日に相当する利息に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払

す前直相当の日に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払
た利息に相当する額に相当する額を払

$$\frac{0.57}{100} \times \text{額面金額}$$

初期利息支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十七年一月十五日以後の場合

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
 向け国債を有する者（相続税法
 第三十一条の四第一項に規
 定する特別障害者扶養信託契約
 の受益者を含む。）が、死亡し
 たときにはその相続人が、又は
 その居住する市町村（特別区を
 含む、地方自治法（昭和二十二
 年法律第六十七号）第二百五十
 二条の十九第一項の指定都市に
 あつては、当該市又は当該市の
 区とする。）の区域において、
 災害救助法（昭和二十二年法律
 第百十八号）による救助の行わ
 れる災害が発生し、当該災害に
 かかったときには当該個人向け
 国債を有する者が、平成二十六
 年七月十五日前であつても、当
 該個人向け国債の中途換金を請
 求することができるとし、
 その買取金額は、次の区分に応
 じ、それぞれの算式により算出
 した金額とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{前号に相当する金額} \\
 & + \text{前日までの利息} \\
 & + \text{前払利息に相当する金額} \\
 & + \text{前払利息に相当する金額} \\
 & \times \left(\frac{79.685}{100} \right)
 \end{aligned}$$

(一) 平成二十六年一月十五日午前
 ら平成二十六年七月十五日か
 まびの間の場合
 額る面金額 + 経過利率に相当す
 額る面金額 - (初期利率に相当す
 る金額) $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利率に
 相当す
 る相
 当
 額
 に
 相当する
 金額

二十 元利金支
 払場所

(二) 平成二十六年一月十五日午前
 の場合
 額る面金額 + 経過利率に相当す
 額る面金額 - (受入経過利率に
 相当す
 る金額)
 日本銀行